

新潟市障がい支援区分認定等審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年新潟市規則第31号。以下「細則」という。）第5条に基づき、新潟市障がい支援区分認定等審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(合議体の構成)

第2条 会長は、合議体を構成するにあたっては、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病に関する保健、医療又は福祉の各分野の均衡に配慮した委員の構成とするものとする。ただし、特定分野の委員の確保が困難な場合は、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることとした上で、審査会の開催に当たって定足数を満たすよう必要な人数が交代で出席できるものとする。

2 会長は、委員の確保が困難な場合には、複数の合議体に同一の委員を所属させることができる。

3 会長は、概ね3月以上の間隔において、合議体に所属する委員を変更することができる。

(合議体の開催)

第3条 会長は、細則第2条第3項により、合議体を招集するにあたり、第2条第1項に規定する委員を欠き、各分野の均衡を失うと判断する場合は、合議体を開催しないことができる。

2 会長は、再調査と判定された者に係る審査及び判定は、原則として、再調査と判定をした合議体に行わせるものとする。ただし、再調査と判定した合議体を速やかに開催することができないことなどにより再調査と判定された者の利益を損なう恐れがあると認められる場合は、この限りでない。

(研修)

第4条 委員は、原則として審査及び判定をする前に、県又は市が実施する研修を受講するものとする。

(過去に用いた審査判定の資料)

第5条 委員は、審査及び判定の対象になっている者（以下「対象者」という。）について審査及び判定をするにあたり、過去の審査会で用いた審査判定資料の提出を求めることができる。

(委員の制限)

第6条 委員は、原則として、認定調査の調査員として調査事務を行うことができない。

2 対象者が入院する医療機関、入所又は通所する施設若しくは障害福祉サービスを受けている事業所等に所属している委員は、対象者の審査及び判定に加わることはできない。

附 則

この要綱は、平成18年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。